

特集：ブラジル移民一〇〇周年・慶應義塾創立一五〇年記念日伯比較法シンポジウム

報告1

来日外国人犯罪の現状と刑事法的対応

——日系ブラジル人の犯罪を中心として——

太田達也

一 日本における来日外国人犯罪の動向と特徴

日本では、一九九〇年以降、来日外国人による犯罪が増加している。⁽¹⁾ その多くは窃盗であるが、侵入盗の割合が高いのが特徴であり、凶悪犯たる強盗も大幅に増加している。来日外国人犯罪者には、大別して、(1)犯罪目的で来日する組織犯罪者又は職業的犯罪者、(2)合法・非合法に滞在する間に生活苦やトラブルから犯罪

に至る機会的犯罪者、(3)日本での労働が目的で不法滞在・不法残留し、出入国管理法違反となる不法就労型犯罪者の類型がある。

来日外国人犯罪者の多くが不法滞在者であるかのような印象をもたれがちであるが、これは出入国管理法違反等の特別法犯を含めた場合であって、刑法犯に限ると、来日外国人犯罪者の九〇%が在留資格をもつ正規滞在者で、残りの一〇%が不法残留や不法入国など

の不法滞在者である。正規滞在者の在留資格の内訳では、一九八九年に日系人を対象として新設された「定住者」が最も多く(二八%)、これに留学生や就学生(二七%)、観光名目の短期滞在(八%)、研修(八%)が続いている。短期滞在や留学生・就学生は、刑法犯の不法滞在者の中にも多く見られる。

刑法犯総検挙人員を国籍別にみると、中国が三九%を占め、これにブラジルの一二%、韓国一〇%、ベトナム八%が続いている。在留資格では、中国人犯罪者は学生と研修生の割合が高いのに対し、ブラジル人犯罪者は七八%が定住者である。中国人や韓国人は窃盗が八〇%前後、ブラジル人では窃盗が九〇%以上を占めるが、中国人や韓国人の六〇七割が侵入盗で占められているのに対し、ブラジル人の窃盗犯は自動車盗や車上狙い・部品狙いが九〇%を占める。年齢的には、中国人が二〇代・三〇代で大半を占めるが、ブラジル人は一〇代も多い。両親が就労目的で来日したものの、その子どもが日本の学校や環境に馴染めず、学校からドロップアウトして非行を犯すことが多く、少年院に収容される来日外国人少年の約五〇%がブラジル人で

ある。⁽²⁾

二 来日外国人犯罪者の検挙と代理処罰(国外犯処罰)

一九九〇年代に入って来日外国人犯罪が急増した当初は、捜査や公判の過程で通訳人や翻訳人の確保に追われたほか、通訳人や通訳の適正さが問題となり、いわゆるチェック・インタープリターの必要性が論議されたり、捜査段階での通訳人を介した取調べでの外国人被疑者の自白調書の証拠能力が争われたりしたが、⁽³⁾この二〇年近くの間に、通訳や翻訳の体制はかなり整備されている。

しかし、近年、犯行後、国外に逃亡する来日外国人犯罪者が急増しており、刑事責任の追及という観点だけでなく、社会の安全確保の観点からも問題となっている。逃亡外国人の国籍についてみると、二〇〇六年末時点では、四五%が中国人で、ブラジル人が一四%とこれに次いでいる。

日本は、現在、アメリカ(一九七八年)と韓国(二

〇〇二年）との間で犯罪人引渡条約を締結しているに止まるが、これ以外の国でも外交ルートを通じて引渡し要請を行っており、外国からの引渡し請求に対しても、相互主義（reciprocity）の保障の下で請求に応じることができる。

それでも、ブラジルのように憲法（第五条¹）で自国民の引渡しを禁止している国や、死刑存置国に対しては死刑を行わない保証の下でしか引渡しを行わない国などからは、犯罪人の引渡しを受けることができない。しかし、多くの国では自国民の重大な国外犯を処罰する積極的属人主義を採っていることから、国外犯の罪種に該当する限り、母国での処罰は可能である。これを代理処罰と呼ぶときもあるが、正確には国外犯処罰の問題である。特に、ブラジルは、憲法上、自国民不引渡しを禁止する代わりに逃亡犯罪人の引渡しに関する法律で引渡しを拒否した場合の代理処罰の規定があるようである。⁴しかも、ブラジル刑法の国外犯規定は、罪種の限定がない。⁵そうであるとすれば、日本からの逃亡犯罪ブラジル人に対しても、一応、ブラジル政府による国外犯処罰を期待することができ、実際

に、日本政府からの処罰要請と捜査協力に基づいて訴追を行った事案も出てきている。それでも、国外犯処罰規定を用いた代理処罰は、相手国の捜査・訴追能力と刑罰制度に左右されるという限界があることは否めない。

ブラジルも南米諸国やアメリカと逃亡犯罪人引渡条約を締結しており、アメリカとの条約の中には自国民不引渡し原則を定めた規定のなかには、その例外として裁量による自国民引渡し規定が規定されている（第七⁶条但書）。こうした条約より憲法の規定が優位に立つというのがブラジル連邦最高裁の判例であるとされるが、⁷そうであるとすれば、なぜ条約にこのような自国民引き渡しの規定が設けられたのであろうか。例外的にせよ、条約に基づく自国民の引き渡しが可能であるならば、こうした逃亡犯罪人条約をブラジルと日本との間で締結することが望まれる。

三 来日外国人受刑者に対する矯正処遇と仮釈放

裁判所で有罪となり、自由刑を言い渡された来日外

国人も、日本人受刑者同様、刑事施設に収容され、刑の執行を受けることになるが、このうち「日本人と異なる処遇を必要とする外国人」は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（二〇〇五年）の下、F 指標に編成され、F 指標を集禁する刑事施設に収容される。二〇〇六年に入所した F 指標新受刑者のうち、中国人が四〇％を占め最も多いが、これにブラジル人の一二％が続いている⁽⁸⁾。

日本では、犯罪傾向が進んでいない受刑者を A 指標、進んでいる受刑者を B 指標に編成し、異なる刑事施設に収容している。しかし、F 指標を集禁する刑事施設の多くが B 指標施設であるため、F 指標受刑者は、A 指標であると否にかかわらず、犯罪傾向の進んだ受刑者が収容されている B 指標施設に混禁されている。

また、日本では懲役刑制度を維持しており、日本人受刑者も F 指標受刑者も殆どが懲役刑であるため、刑事施設内での刑務作業が義務づけられることになる。しかし、日本人受刑者のうち適性がある者には刑務作業としての職業訓練が行われたり、もう一つの矯正処遇である改善指導が行われるのに対し、F 指標受刑者

は、日本語が不自由であるとの理由などから、国家資格の取得を目的とした職業訓練の対象となることは殆どなく、改善指導を受けている者もごく僅かである。唯一、F 指標受刑者を対象とした日本語教育が行われているが、これも刑務所内での生活に必要な最低限の日本語を学ぶものに過ぎず、再犯防止や社会復帰教育とは関係がない。

このように F 指標受刑者に対しては刑務作業以外の矯正処遇を殆ど行っていないが、こうした背景には、来日外国人受刑者はどのみち釈放後は退去強制となつて、日本に再入国することは当分できないことから、日本国民の税金を使つてまで処遇を行う必要はないという政府の消極的姿勢がある（消極的処遇主義⁽⁹⁾）。しかし、来日外国人犯罪者の中でも機会的犯罪者や不法就労型犯罪者に対しては、帰国後、再犯をすることがないよう、外国語での技術の習得など社会復帰に向けた可能な限りの処遇を行うべきである（積極的処遇主義）。消極的処遇主義は、F 指標受刑者に対する仮釈放の運用にも現れている。F 指標以外の受刑者の仮釈放率（釈放者に占める仮釈放者の比率）は五一％であるのに

対し、F指標受刑者の仮釈放率は八六%にもなる。⁽¹⁰⁾ 法務省は、F指標受刑者は刑事施設への初入者が多く、犯罪傾向が進んでいないからと説明するが、F指標受刑者にも多く職業的犯罪者や問題性の高い受刑者が含まれているし、日本の刑事施設では初入でも、母国での受刑歴は不明である。何よりも、FB指標受刑者（来日外国人で犯罪傾向の進んでいる者）の仮釈放率が六八%であるのに対し、一般のB指標受刑者が三六%に過ぎないことから、F指標受刑者を早期に釈放しようという実務があることは明らかである。母国へ早く帰国させれば社会復帰が円滑に行くという理由も、根拠が薄弱である。

さらに、日本では、仮釈放となつた場合、対象者には残刑期間、保護観察を行わなければならない残刑期間主義が採用されている。しかし、F指標受刑者は、仮釈放と同時に本国に対し退去強制されるため、保護観察を行うことができない（司法手続と行政手続の抵触問題）。保護観察が事実上実施できないことを前提に仮釈放を許す運用には問題が多いが、かといって、F指標受刑者をすべて満期釈放にすることにも躊躇を覚

える。今後、保護観察の執行共助を外国人犯罪者の本国に求める保護観察の移管制度の導入も視野に入れつつ、退去強制となるような来日外国人受刑者に対する自由刑の執行や仮釈放の在り方を再検討する必要がある。

四 国際受刑者移送の締結と課題

日本で犯罪を犯した以上、日本の法律と手続きに従い、日本で刑の執行に付すことが原則となる。しかし、来日外国人受刑者が急増し、処遇や仮釈放に困難を生じる一方、受刑者の母国で受刑させた方が社会復帰にも資するという考えから、日本（裁判国）で自由刑が確定した来日外国人受刑者を受刑者の本国（執行国）へ移送して、自由刑の執行をする（執行共助）とともに（送移出送）、海外の日本人受刑者を日本に移送して共助刑を執行する（受入移送）国際受刑者移送制度の必要性が指摘されるようになり、日本は、二〇〇三年二月、欧州評議会加盟国が一九八三年に採択した「刑を言い渡された者の移送に関する条約」(Convention

on the Transfer of Sentenced Persons) に加入し、国内法たる国際受刑者移送法(二〇〇二年)⁽¹¹⁾を整備して、二〇〇三年六月から条約の効力が生じている。

しかし、この条約はヨーロッパやロシアなどの欧州評議会加盟国のほかは、オーストラリア、カナダ、アメリカ、日本、韓国などの国が加入しているに止まる。南米でもチリやエクアドルなどが加入しているが、残念ながらブラジルは加入していない。日本のF指標外国人受刑者で最も多い中国やブラジル、イラン、ベトナムなどの国は何れもこうした国際受刑者移送の多国間条約に加盟していないため、外国人受刑者の送出移送も日本人受刑者の受入移送もできない状況にある。現在、日本政府は、中国やタイとの間で国際受刑者移送の二国間条約を締結するための交渉を行っているが、今後の課題は、ブラジルを含めこれらの国々と国際受刑者移送条約を締結することである。

しかし注意しなければならないことは、たとえ多くの国と国際受刑者移送条約を締結することができたとしても、来日外国人受刑者の収容や処遇の問題が解消されるわけでないことである。というのも国際受刑者

移送条約は、多国間条約であれ二国間条約であれ、裁判国・執行国両国の同意のほか、受刑者本人の同意が必須要件とされているため、全ての来日外国人受刑者が同意するとは限らないからである。来日外国人受刑者は自分の母国に帰りたいという望郷の念が強い一方で、母国の刑事施設の収容環境が良くない場合や海外での受刑を家族に秘匿している場合があるため、移送に躊躇することは十分に考えられる。母国で受刑すれば、母国で前科が付く可能性もある。これに対し、日本の刑事施設は収容環境が良く、栄養管理が行き届いた食事が提供されているし、刑務作業に対して支給される作業報奨金は年間最高で二十四万円ほどになり、更生資金としては少なすぎるが、それでも受刑者の母国によつては公務員の給料に匹敵するところもある。そうしたことから、来日外国人受刑者の出身国との間で受刑者移送条約が締結されても、国際移送を希望しない受刑者が多いことも十分に予想される⁽¹²⁾。勿論、各国との間で受刑者移送条約の締結を進めていくことは重要であるが、今後も、日本国内における来日外国人受刑者の処遇内容を改善していくことを怠ってはならな

い。

一方、裁判国における移送の相当性判断と執行国の受入移送の合意に際しての判断が適切になされる必要がある。日本の場合、受刑者の改善更生や社会復帰、被害者や社会の状況、執行国における刑罰の執行状況と刑罰目的の達成、他の刑事手続への影響などを総合的に検討した上で送出移送が相当かどうかの判断を法務大臣が行うものとされている。日本社会に重大な影響を与えた事件、被害者が日本にいて損害賠償や犯罪者の国内処罰を求めている場合、執行国の刑務所で殆ど処遇が行われていない場合や広範な恩赦や仮釈放が行われている場合などには送出移送を行うべきかどうか、行うにしても刑の執行のどの時点で移送を行うべきかなど、個々の事案において判断が難しい場合があり、国際受刑者移送の理念や目的との関係で一定の基準や方向性を確立していく必要がある。

五 多文化共生社会を目指して——来日外国人犯罪の予防

日本政府は、現在まで、特別な資格や技術を持たない非熟練外国人労働者の国内就労を認めていない。しかし、日本の少子高齢化の進行は著しく、子どもの人口はかつての二分の一以下となり、高齢者人口は二〇%を超えている（年少人口割合「一四未満人口の割合」、日本一三・五%、ブラジル二七・八%、高齢化率「六五歳以上の人口割合」日本二・五、ブラジル六・一%⁽¹³⁾）。このため、労働者人口の減少が著しく、建設業などを中心とした、いわゆる3K (3D job: dangerous, dirty, demanding) の業種においては、労働力が極めて不足している。

そのため、日本政府は、一九九〇年の出入国管理法の改正により、日系人を対象とした「定住」の在留資格を新設するとともに、「研修」という在留資格を拡大・整備し、さらに一九九三年には研修終了後に一定期間、日本で「実習」（という名の実質的には「労働」）を行う技能実習制度を導入している。このため、日系

ブラジル人を始め、多くの日系人や研修目的の外国人が来日し、日本で就労生活を送るようになっていく。

しかし、外国人労働者の不安定な雇用や社会保障の問題などが顕在化する一方、地域住民との摩擦やトラブル（豊田市・保見団地問題など）の発生や、ブラジル人児童などの不就学が大きな社会問題となっている⁽¹⁴⁾。特に、ブラジル人児童のなかには、日本語がよくわからず、学校にも馴染めないため、不登校となり、そのまま学校からドロップアウトしたブラジル人仲間が集まるうちに、窃盗や強盗といった犯罪を犯すようになる者が増えている。かつてドイツがトルコから多くの労働者を受入れ、その後、ドイツではトルコ人の少年による非行や犯罪が多発するようになった状況と共通するものがある。

日本も労働政策の根本的な改革を求められる時期が早晚訪れるものと思われるが、様々な価値観や文化をもった外国人が日本人と社会の中で共存していくことができるよう、外国人のための労働や福祉の環境を整備するとともに、外国人が犯罪を犯したり、犯罪の被害に遭ったりすることのないよう、犯罪予防の観点か

らも、どのような支援体制を構築すればよいか検討すべき時期に来ている。

- (1) 本稿における来日外国人犯罪者の統計は、専ら、警察庁『来日外国人犯罪の検挙状況（平成一九年）』（二〇〇八）及び同『来日外国人犯罪の検挙状況（平成一八年）』（二〇〇七）に拠る。
- (2) 法務総合研究所『平成一九年版犯罪白書―再犯者の実態と対策―』（二〇〇七）一八〇頁。
- (3) 法務省刑事局外国人関係事犯研究会編『外国人犯罪裁判例集』法曹会（一九九四）、藤永幸治ほか編『国際・外国人犯罪（三訂版）』東京法令出版（二〇〇七）など。
- (4) 佐藤美由紀「ブラジル憲法『犯罪人引き渡し禁止規定』理解のために」ブラジル特報二〇〇七年三月号（二〇〇七）。
- (5) 森下忠「ブラジルの憲法、刑法、犯罪人引き渡し（上）」判例時報一九八〇号（二〇〇七）五一頁。
- (6) Treaty of Extradition between the United States of America and the United States of Brazil, Article VII.
- (7) 佐藤美由紀・前掲注（4）。

- (8) 法務総合研究所・前掲注(2)一〇五頁。
- (9) 太田達也「国際犯罪の増加における矯正の果たす役割―来日外国人受刑者の処遇を中心として―」法律のひろば五五巻九号(二〇〇二)四〇―四二頁。
- (10) 法務省『第一〇八回矯正統計年報Ⅰ―平成一八年(二〇〇七)二六八頁から算出。』
- (11) 当条約及び国際受刑者移送法については、「特集 国際受刑者移送法と矯正」法律のひろば五五巻九号(二〇〇二)参照。
- (12) 移送が始まった二〇〇三年六月から二〇〇六年末までに送出移送した外国人受刑者は欧米先進国と二〇〇五年一月から新たに加入した韓国である。法務総合研究所・前掲注(2)九〇頁、大橋哲「施行から五年を迎えた国際受刑者移送」罪と罰四五巻三号(二〇〇八)六〇頁。
- (13) United Nations, Population Division, World Population Prospects: The 2006 Revision (<http://esa.un.org/unpp/>).
- (14) 宮島喬・太田晴雄編『外国人の子どもと日本の教育』東京大学出版会(二〇〇五)、佐久間孝正『外国人の子どもの不就学』勁草書房(二〇〇六)など。